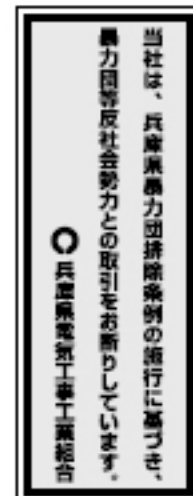
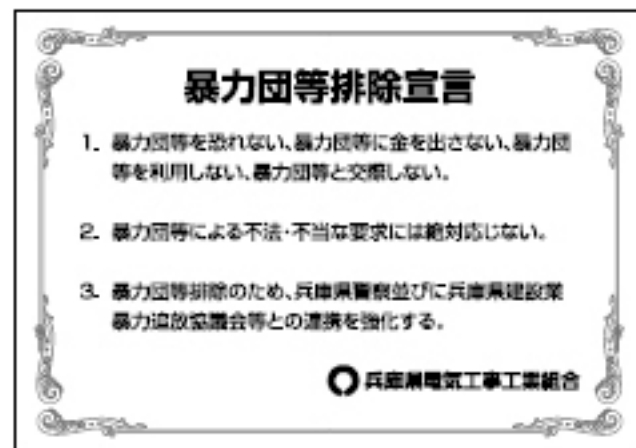


暴力団等反社会勢力に対する対応要領

(1) 暴力団等反社会的勢力を店に来させないための対策

● 暴力団等反社会的勢力排除に対する強い意思表示を！

「暴力団との取引お断り」のステッカーと「暴力団等排除宣言」を店舗や受付の見やすいところに掲示してください。暴力団等反社会的勢力がこれを見て店にこなければ、いやな思いをしなくて済みます。



(2) 暴力団等反社会的勢力との取引を断るための法的な整備

● 「暴力団排除条項」を記載した工事請負契約書又は「反社会的勢力排除に関する覚書」の作成を！

「暴力団排除条項」

電気工事業界では、工事請負契約書を締結しない工事店も多く、トラブルの際に泣き寝入りする工事店もあることから、工事請負契約書の推奨並びに工事請負契約書への暴力団排除条項の盛り組みをお勧めいたします。

◆ 工事請負契約書に次で例示している「暴力団排除条項」を記載してください。

(暴力団等との契約の締結の拒絶)

第〇条 乙は、次の各号の一に該当する場合、甲との本契約の締結を拒絶する。

- ① 甲が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると乙が認める場合
- ② 工事の内容が、暴力団等反社会的勢力の活動を援助、助長又は促進するおそれがあると乙が認める場合

(契約の解除)

第〇条 乙は、次の各号の一に該当する場合、何らかの催告を要することなくただちに本契約を解除することができる。

- ① 甲が暴力団等反社会的勢力であると判明した場合
- ② 工事の内容が、暴力団等反社会的勢力の活動を援助、助長又は促進するおそれがあると乙が認める場合

※ 契約する前に受注を断るのは何ら問題ありませんが、（暴力団との契約の締結の拒絶）の条項があれば、断りやすくなります。

※ 一方、契約後、暴力団と判明した時は、（契約の解除）の条項が無ければ契約を解除するのは難しいです。

「反社会的勢力排除に関する覚書」

継続的取引のある企業間においては、「反社会的勢力排除に関する覚書」を企業間で交わすのも有効です。

(3) 基本的な心構え

暴力団等反社会勢力と対峙する時は、
毅然とした態度・気迫と信念・冷静な対応を心掛けてください。

(4) 平常の準備

● トップの危機管理

トップは、「不当な要求には絶対に応じない」という基本方針と姿勢を持ち、従業員にもその姿勢を徹底させてください。

● 体制作り

対応責任者、補助者等をあらかじめ決めておくとともに、対応は一人ではなく複数で当たってください。また、迅速かつ的確な対応ができるよう対応マニュアルの作成をお勧めします。

● 早期の相談

問題が起これば、早い時期に所轄警察署又は兵庫県建設業暴力追放協議会へ相談し、小さいうちに芽を摘み取ってください。また、暴力団がらみか不明な時でも遠慮なく相談してください。（兵庫県建設業暴力追放協議会 078-997-2340）

● 情報の共有化

トラブルが発生すれば、組合事務局への報告をお願いします。情報の共有化は、適切な対応方法の蓄積となります。